

令和4年

7月号

濱田会計事務所通信

令和4年7月2日発行 Vol.59

世の中ではキャッシュレスが進んでいますが、税金の納付もキャッシュレスにより行う事が出来ます。とは言えまだまだ手続きが煩雑なのですが、慣れると非常に便利ですのでまだ試していない方はチャレンジしてみてもいかがでしょうか。特に原則として毎月納付が必要な源泉所得税や住民税の特別徴収の納付は、ダイレクト納付による納付方法が非常に便利です。手続きには利用者識別番号と暗証番号が必要ですが、税理士に申告を依頼している方はご自分で取得をせずに、税理士に確認をお願いします。



ダイレクト納付とは

ダイレクト納付とは、e-Tax（国税電子申告・納税システム）により申告書等を提出した後、納税者ご自身名義の預貯金口座から、即時又は指定した期日に、口座引落しにより国税を電子納付する手続です。

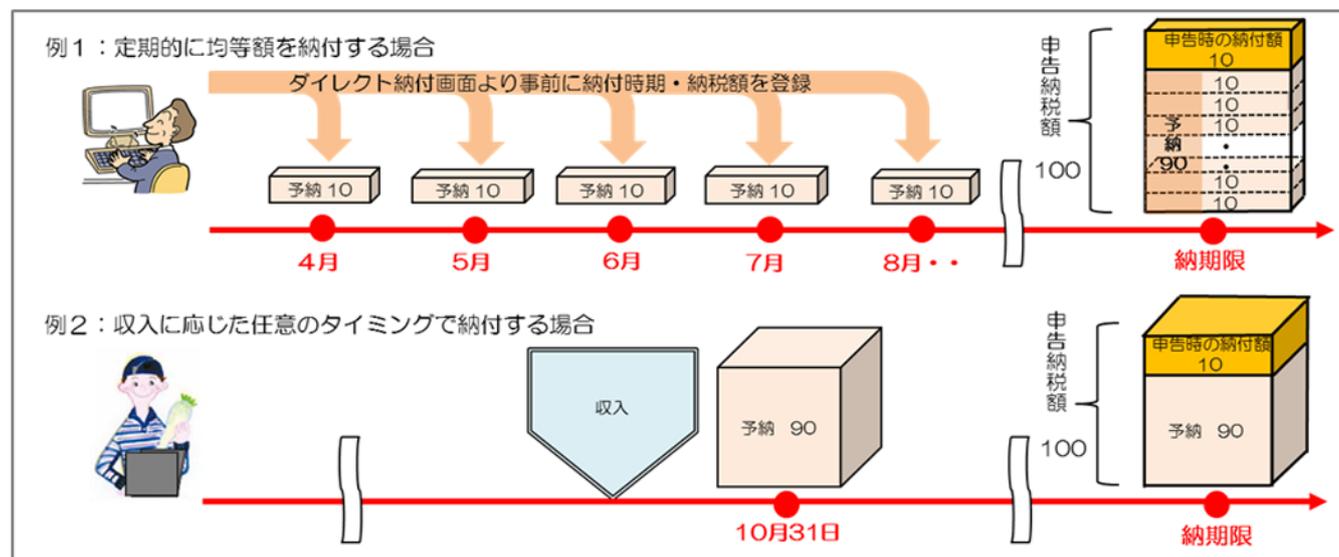
ご利用に当たっては、事前に税務署へ e-Tax の利用開始手続を行い、利用者識別番号と暗証番号を取得した上、税務署又は利用される金融機関に専用の届出書を提出していただくか、e-Tax により届出書を提出する必要があります。

※e-Tax による届出書の提出がご利用できるのは、個人の方のみです。

ダイレクト納付を利用した予納

ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日と納付金額等をダイレクト納付画面により登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付（予納）することができます。

納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じた任意のタイミングで納付することができます。



図：国税庁ホームページより

源泉所得税と住民税特別徴収のダイレクト納付

源泉所得税のダイレクト納付

源泉所得税は給料や税理士等の報酬を支払った場合に、支払った金額から一定の源泉所得税を計算して徴収し、原則として支払った日の翌月 10 日までに徴収した源泉所得税を納付する制度です。

通常は専用の納付書に必要事項を記載して金融機関の窓口で納付しますが、ダイレクト納付を行えば金融機関に行かずにパソコンのみで、納付を完了することができます。

源泉所得税のダイレクト納付に必要なのは利用者識別番号と暗証番号とインターネット環境のみで、マイナンバーカードやカードリーダーなどは不要です。

納付手続きは e-Tax (国税電子申告・納税システム) で行います。

詳細は動画解説をご覧ください。



住民税特別徴収のダイレクト納付

通常の源泉所得税と同様に専用の納付書より、原則として毎月金融機関で納付する必要があります。住民税の特別徴収税額は所得税の源泉所得税額と違って、原則として従業員の去年の所得により確定していますので、毎月計算をする必要はありません。

住民税は国税の源泉所得税と違って地方税なので、国税の利用者識別番号と暗証番号とは別に、地方税用の利用者識別番号と暗証番号を取得し、ダイレクト納付用の口座登録を行っておく必要があります。

納付手続きは国税とは別で、eLTAX 地方税ポータルシステムで行います。

詳細は解説動画をご覧ください。



(参考)

国税庁ホームページ 源泉所得税のダイレクト納付を利用する場合の手続の流れ

https://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/qa/yokuaru06/30.htm#tabs_1

個人住民税 (特徴) の場合 - eLTAX

<https://www.eltax.lta.go.jp/documents/02710>



事務所からのお知らせ

過去の事務所通信はホームページにも掲載しています。また、メールマガジンとして同内容を配信していますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。

YouTube 動画配信もしておりますので、右の QR コードより是非御覧下さい。



【最近の動画】

- ・源泉所得税のダイレクト納付
- ・ダイレクト納付の口座登録 (個人版)

Twitter 始めました @hamadakaikei

リアルタイムでの情報発信や個人的な事などもたまにつぶやいたりしています。

 **濱田会計事務所**
HAMADA ACCOUNTANT OFFICE

濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎 2 丁目 4 - 1 3

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikei.jp

URL : http://hamadakaikei.jp

会社のこと、事業のこと、
相続のこと・・・

一緒に考えましょう！

